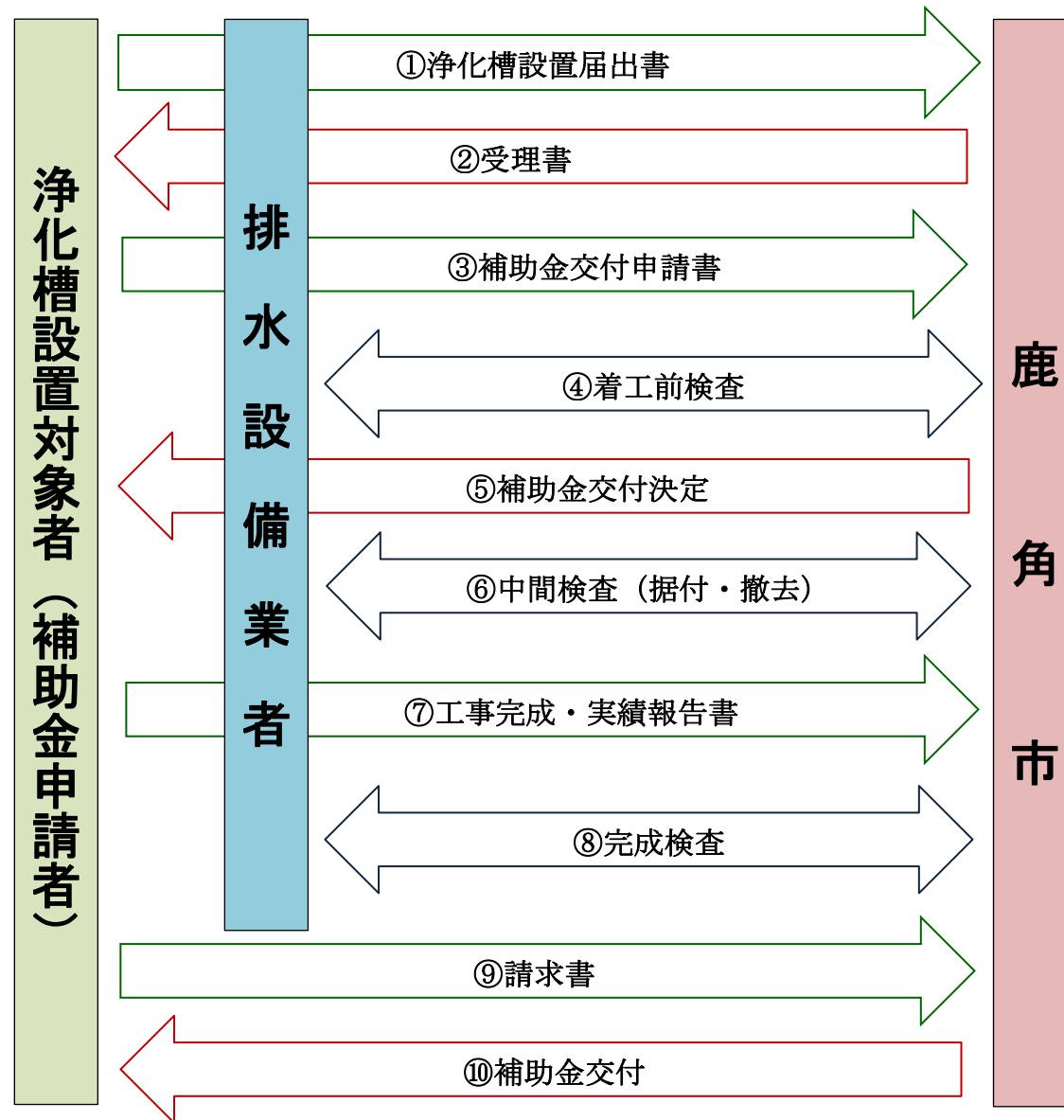


浄化槽設置整備事業費補助金交付フロー

フロー詳細



【注意事項】

- 令和7年度も補助金交付申請の**先着順**として受け付けます。
- 申請の際は、**令和8年2月末までに実績報告の提出ができるかを十分精査**のうえ、申請をしてください。
- 本事業（補助金）は**国の会計検査院の検査対象事業**です。**施工に係る写真撮影をなるべく多く実施し、確認資料（写真・マニフェスト等）を整理・保管**してください。
- 令和7年度より**申請様式が変更となりました**のでご注意ください。

①浄化槽置届出書の提出（対象者→市）

- ・排水設備業者に依頼して「浄化槽設置届出書」を速やかに提出してください。

■設置届出書提出締切…令和7年10月3日（金）

②受理書・許可書の交付（市・県→対象者）

- ・市で浄化槽設置届出書等を審査し、改築の場合は「受理書」を発行します。新築の場合は秋田県で「許可書」を交付します（この「受理書」「許可書」は、補助金交付申請の際に必要になります）。

※「受理書」は提出後、通常10日間（大臣認定浄化槽以外は21日間）の審査期間を経過しなければ補助金交付申請書の添付書類として使用できません。

③補助金交付申請（対象者→市）

- ・「補助金交付申請書」に記載の1～8の書類のほか、下記書類を必ず添付して申請してください。

【その他添付書類】…排水設備等計画縦断面図、登録証、保証登録証、合併処理浄化槽を所有していないことの証明（汲取りの領収書写し等）

※申請者の状況により他の資料提出を求める場合もあります。

■補助金交付申請書の提出締切…令和7年10月31日（金）

④着工前検査（排水設備業者⇄市）

- ・検査時の立合は特に必要ありませんが、市の着工前検査より前に「縄張り」する等の事前準備をお願いします（当該検査で浄化槽設置・撤去・配管工事すべての着工前状況の写真撮影を行います）。

⑤補助金交付決定通知書（市→対象者）

- ・申請書が提出されますと、着工前立会による現地調査や申請者の市税等滞納状況等を確認後に「補助金交付決定通知書」を交付します。

・**補助金交付決定通知書が届いてから工事に着工し、なるべく年内の完成と実績報告書の提出を目指して事業を進めてください。**

⑥中間検査等（排水設備業者⇄市）

- ・浄化槽据付及び既存槽撤去は中間検査を実施しますので、必ず実施日を事前にお知らせください。
- ・**宅内配管工事は、実績報告で提出される工事写真での確認**となるため、宅内配管の作業工程がわかるよう、**工事写真（検品・掘削・配管・埋設・完成等）をなるべく多く撮影**してください。

⑦工事完成・実績報告（対象者→市）

- ・**工事完成後の1ヶ月以内に実績報告書を提出してください。**併せて「浄化槽使用開始報告書」を提出してください。

【注意】既存槽の撤去には適正な処理が求められるため、なるべく**実績報告書の提出時にマニフェストの写しを添付してください。**処分の関係上どうしても処理が遅れる場合（他工事での廃棄物との一括廃棄等）には、廃棄後速やかにマニフェスト写しを提出してください。

⑧完成検査（排水設備業者⇄市）⑨請求書（対象者→市）⑩補助金交付（市→対象者）

- ・実績報告書の提出後、完成検査を行います。検査合格後、補助金の振込手続きとなります。

（完成検査後約2週間後の補助金交付となります。）